

保 発 0712 第 4 号
令和 3 年 7 月 12 日

健康保険組合連合会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 121 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日から施行されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。0712

記

第 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 118 条の規定により、毎年度、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に対して納付することとされている後期高齢者支援金については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 25 条の 3 第 1 項の規定により、各保険者の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況が十分な場合には減算され、不十分な場合には加算されることとされている。

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）附則第 18 条の 6 の規定により、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況の指標である各保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導の実施率のうち、令和元年度の実施率については、特例的に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた一定の補正をして算定することができることとしている。

今般、令和元年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を踏まえ、令和元年度の実施率を更に適切に補正するため、所要の改正を行う。

第2 改正の内容

(1) 令和元年度の各保険者の特定健康診査の実施率は、次の①から③までに掲げる場合に依り、それぞれ①から③までに定める数とする。

① 平成28年度から平成30年度までの全ての年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数が零である場合 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数（以下「補正前特定健康診査実施率」という。）

② 平成28年度から平成30年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の全てについて、当該年度の3月に当該保険者に係る特定健康診査を受診している場合 補正前特定健康診査実施率と平成30年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

③ ①又は②以外の場合 補正前特定健康診査実施率とイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数をハに掲げる数で除して得た数（当該数が1を上回るときは、1）とのいずれか大きい数

イ 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和2年3月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数

ロ 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

ハ 1から平成28年度から平成30年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の3月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

(2) 令和元年度の各保険者の特定保健指導の実施率は、次の①から③までに掲げる場合に依り、それぞれ①から③までに定める数とする。

① 平成30年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数が零である場合 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数（以下「補正前特定保健指導実施率」という。）

② 平成30年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の全てについて、当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年3月から5月までの間にある場合 補正前特定保健指導実施率と平成30年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険

者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

③ ①又は②以外の場合 補正前特定保健指導実施率とイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数をハに掲げる数で除して得た数（当該数が1を上回るときは、1）とのいずれか大きい数

イ 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和2年3月から5月までの間にある者の数を控除した数

ロ 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

ハ 1から平成30年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年3月から5月までの間にある者の数の割合を控除した数

第3 施行期日

改正省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十一号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三二十五号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実施率）</p> <p>第十八条の六 令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</p> <p>一 平成二十八年度から平成三十年度までの全ての年度における第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定健康診査の対象者の数が零である場合 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定健康診査実施率」という。）</p>	<p>附則</p> <p>（令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実施率）</p> <p>第十八条の六 令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。</p> <p>一 令和元年度における第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数</p>

二 平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の全てについて、当該年度の三月に当該保険者に係る特定健康診査を受診している場合、補正前特定健康診査実施率と平成三十三年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年齢における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

三 前二号に掲げる場合以外の場合、補正前特定健康診査実施率とイに掲げる数に口に掲げる数で除して得た数を八に掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数

ロ 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

ハ 一から平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

二 令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 平成三十年度における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導の対象者の数が零である場合、令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該

二 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

三 一から平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

二 令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。

一 令和元年度における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定保健指導実施率」という。）

二 平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の全てについて、当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある場合、補正前特定保健指導実施率と平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

三 前二号に掲げる場合以外の場合、補正前特定保健指導実施率とイに掲げる数に口に掲げる数で除して得た数を八に掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月から五月までの間にある者の数を控除した数

ロ 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

ハ 一から平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数の割合を控除した数

二 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

三 一から平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数の割合を控除した数